

# 仙台市感染症拡大防止協力金 (第4期)

対象区域：**市内全域**

## 申請の手引き

※営業時間短縮要請(第4期)の対象期間

令和3年3月25日午後9時～令和3年4月5日午前5時

※「まん延防止等重点措置」の実施に伴い、対象期間を短縮しています。

申請書提出締切 **令和3年5月14日(金)**

お問い合わせ専用ダイヤル

**022-263-9870** 平日9:00～17:00

※仙台市感染症拡大防止協力金(第4期)は他の補助金・給付金とは関係がありませんので、他の補助金・給付金の受給を受けている場合も申請できます。

仙台市

令和3年4月5日 時点版

新型コロナウイルス関連給付金を装った詐欺にご注意ください。

虚偽の内容による申請等不正な手段により交付を受けた場合は、支援金の返還を求めるとともに、加算金の請求、事業者名の公表等の措置を行う場合があります。

仙台市感染症拡大防止協力金の概要	1ページ
給付対象となる事業者の方	2ページ
申請に必要な書類	3ページ
申請書の記入方法	4・5ページ
店舗情報シートの記入方法	6・7ページ
複数店舗で申請を行う場合	8ページ
交付請求書の記入方法	9ページ
添付書類について(営業許可書)	10ページ
感染防止対策の実施について	11ページ
本人確認書類について	12ページ
よくあるお問い合わせ	13・14ページ

## 仙台市感染症拡大防止協力金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、宮城県が行う営業時間短縮の要請(市内全域)に協力いただいた飲食店等に対して、協力金を支給するものです。

## 給付額

44万円 × 対象店舗数

## 申請方法・申請期間

### 1. 申請方法

(1) 郵送

(2) 申請書作成支援窓口にて提出

※お問い合わせ専用ダイヤルから事前予約の上お越しく下さい。

### 2. 申請期間(当日消印・窓口提出有効)

令和3年4月12日(月)から令和3年5月14日(金)

## 申請に関する相談等

### 1. お問い合わせ専用ダイヤル

022-263-9870 平日 9:00~17:00

※繋がらない場合は 022-214-7325 もご利用いただけます。

### 2. 申請書作成支援窓口(お問い合わせ専用ダイヤルからの事前予約制)

仙台パークビル 2階 TKPガーデンシティ仙台勾当台 ホール2

仙台市青葉区国分町3-6-1

令和3年5月14日(金)まで

平日9:30~16:30

※窓口にはマスク着用の上、お越しく下さい。

次の全てに該当する事業者の方が申請可能です。

### (1) 協力要請の対象区域内で食品衛生法の営業許可を取得している以下の対象店舗を運営していること。

対象区域：仙台市全域

対象店舗：① 接待を伴う飲食店

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

② 酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

※令和3年3月24日以前から対象店舗での営業の実態があり、申請時点において営業を継続していることが必要となります。

### (2) 協力要請の対象期間全てにおいて、全ての対象店舗が営業時間短縮の要請に全面的に協力いただくこと。

対象期間：令和3年3月25日午後9時から令和3年4月5日午前5時まで

要請内容：午前5時から午後9時までの営業時間短縮

※「全面的な協力」とは、令和3年3月25日(木)午後9時から令和3年4月5日(月)午前5時の期間中、全ての日において午前5時から午後9時までの時間短縮営業にご協力いただくことです。対象区域内で複数の対象店舗を運営している場合は、全ての対象店舗において時間短縮営業にご協力いただくことが必要です。1つでも要請に協力いただけない場合は支給できません。

※令和3年3月24日以前から、午後9時から翌日午前5時を含む時間帯に営業していた対象店舗が、対象期間中午前5時から午後9時の時間の範囲内で営業を行うことが要件です。令和3年3月24日以前から、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している場合は、対象外となります。

### (3) 宮城県の「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等をしていること。

※宮城県の「新型コロナ対策実施中ポスター」を取得してお客様が見やすい場所に掲示していただくことが必要です。

※宮城県の「新型コロナ対策実施中ポスター」を取得の他、業種毎に定められたガイドライン・「仙台感染拡大防止ガイドブック」等を確認し、感染防止対策を十分に実施した上での営業をお願いします。

### (4) 対象店舗において、営業に関する必要な許認可等を取得していること。

申請にあたり次の書類を提出してください。

- (1) 交付申請兼実績報告書(様式第1-4号)
- (2) 時間短縮営業を行った店舗情報シート(様式第1-4号別紙)  
※申請店舗分全てのシートの提出が必要です
- (3) 交付請求書(様式第5-4号)
- (4)-1 飲食店営業許可書の写し  
※申請店舗分全ての許可書の提出が必要です
- (4)-2 風俗営業等営業許可証の写し  
※申請店舗のうち風俗営業等営業許可が必要な店舗は必ず提出が必要です
- (5) 店舗の外観(店舗名と入口が確認できるもの)写真【(2)に貼り付け】
- (6) 営業時間短縮の実施状況がわかるもの【(2)に貼り付け】  
※営業時間短縮の実施について告知するチラシ等を店頭に貼り、お客様にお知らせしている様子を写真に収めたもの、店舗のホームページやSNSでお知らせしている様子のスクリーンショット等
- (7) 宮城県発行の「新型コロナ対策実施中ポスター」を申請店舗に掲示している様子が見える写真【(2)に貼り付け】
- (8) 申請者(法人の場合は代表者)の本人確認書類の写し
- (9) 申請者(法人の場合は法人名義)の銀行口座通帳の写し  
※オモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の写し(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、口座名義人名、口座名義人名フリガナが確認できるもの)

点線枠の中を全て記入・押印してください。  
 ※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

様式第1-4号(第5条関係)



仙台市感染症拡大防止協力金(第4期:3/25~4/5 要請分)  
 交付申請兼実績報告書

4月 5日

押印漏れがないようご確認ください。(2箇所)  
 個人の場合、認印(スタンプ印不可)。  
 法人の場合、“代表者印(法人実印)”にて押印をお願いします

第4期要請分の申請書であることを  
 確認してください。

(あて先) 仙台市長

申請者の住所・法人名等を漏れなく記入してください。  
 ※部屋番号まで記入してください。

郵便番号 〒980-8671  
 本店所在地 仙台市青葉区国分町3丁目1番1号  
 又は住民登録地 カブシキガイシャ モリノミヤコ  
 フリガナ 株式会社 杜の都仙台  
 法人名 株式会社 杜の都仙台  
 又は屋号  
 役職 代表取締役社長  
 フリガナ モリノ ミヤコ  
 氏名 杜野 都  
 生年月日 昭和 平成 元年 1月 1日生まれ  
 性別 男 ・ 女



代表者

仙台市感染症拡大防止協力金交付要綱第5条の規定により、協力金の交付を申請します。

市からの連絡が取れる連絡先・担当者を記入してください。連絡は主に平日の午前9時から午後5時の間に行います。  
 ※連絡先の記入は必須です。

記

【法人のみ】国税庁から通知された13桁の法人番号を記入してください。  
 ※わからない場合は国税庁「法人番号公表サイト」から検索できます。

申請事業者情報	法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3												
	<input type="checkbox"/> 個人事業者														
日中連絡が 取れる方	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ ※異なる場合は右欄記入要		フリガナ	ヤクショ タロウ											
	氏名		役所	太郎											
連絡先	(電話番号)		022-●●●●-●●●●												
	(メール)		●●●●@city.sendai.jp												

⇒裏面(2ページ目)も漏れなく記載してください。



# 店舗情報シートの記入方法(1枚目) 第4期

点線枠の中を全て記入し写真等を貼付してください。

※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

第4期要請分の店舗情報シートであることを確認してください。

店舗の名称(フリガナ含む)、所在地を記入してください。  
 ※所在地はビル名まで記載してください。  
 ※営業許可書と一致している必要があります。

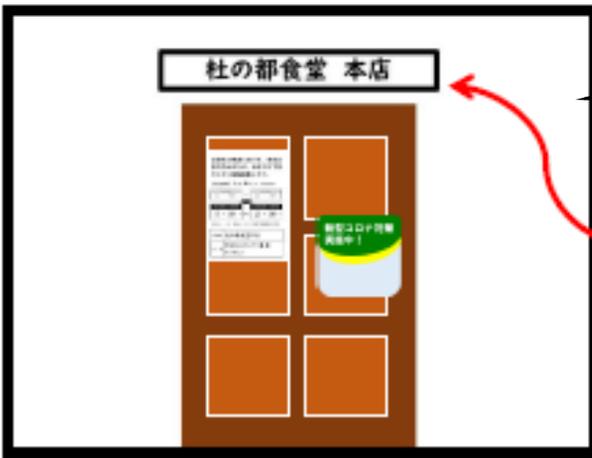
様式第1号(第5条関係)別紙

時間短縮営業を行った店舗情報シート(第4期:3/25~4/5 要請)

※申請店舗が複数ある場合は、この別紙をコピーして、店舗数分作成して添付してください。

フリガナ	モリノミヤコシヨクドウホnten
店舗名称	社の都食堂本店
店舗所在地	仙台市青葉区国分町3丁目7-1 社の都ビル

【店舗外観写真(店舗の入口を撮った写真を貼り付けてください)】



店舗の入り口・店舗名等が読み取れる外観写真を貼り付けてください  
 ※入居ビルの写真や入居ビル入り口の看板の写真では不可とします。

社の都食堂 本店  
 ※看板が見える入口の写真

令和3年3月24日以前の営業時間を記載してください。  
 ※新型コロナウイルス感染症の影響等により令和3年3月24日以前から営業時間の短縮を行っている場合、その短縮以前の営業時間を記載してください。

店舗種別	<input type="checkbox"/> 接待を伴う営業を行っている飲食店
	<input checked="" type="checkbox"/> 酒類の提供を行っている飲食店
営業の状況	通常の営業時間

時短要請対象となっているどちらの店舗に該当するかチェックしてください。  
 ※接待を伴う営業を行っている飲食店の場合、酒類の提供を行っている場合も「接待を伴う営業を行っている飲食店」にチェックを入れてください。

18時00分から24時00分まで  
※相違点がある他の営業時間も記載してください。

対象期間中の営業時間  
 18時00分から21時00分まで

対象期間中の営業時間を記載してください。

なお、期間中次の日については休業いたしました。

休業日: 3/29~3/30

対象期間中に休業した日がある場合はこちらに記載してください。

※複数店舗で申請する場合は店舗情報シートを申請店舗分作成して添付してください。

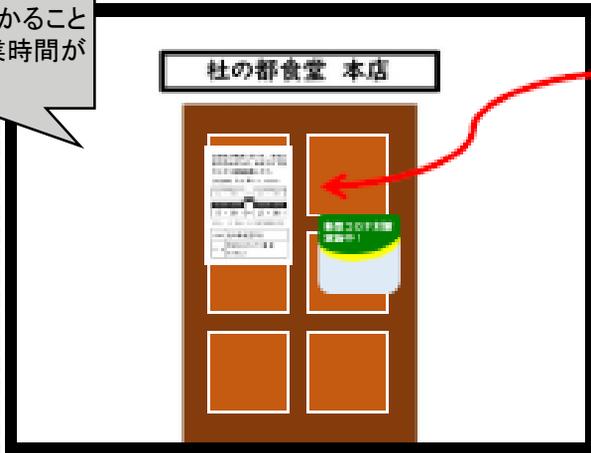
# 店舗情報シートの記入方法(2枚目) 第4期

点線枠の中を全て記入し写真等を貼付してください。  
 ※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

営業時間の短縮をお客様に告知していることがわかるもの(営業時間がわかるチラシを貼った入り口の写真、SNS投稿のスクリーンショットの写し等)を貼り付けしてください。

フリガナ	モリノミヤコショクドウホシテン
店舗名称	杜の都食堂本店
対象期間に時間短縮営業を行ったことがわかるもの	
【写真等貼り付け欄(営業時間の告知を貼った入口写真、SNSのスクリーンショット等)】	

時短の状況がわかることが必要です(営業時間がわかること等)



宮城県の一部店舗に基づき、感染症拡大防止のため、当店では下記のとおり時短営業します。

【営業時間】 3月 25日 ~ 4月 5日

17:00 ~	24:00
17:00 ~	21:00

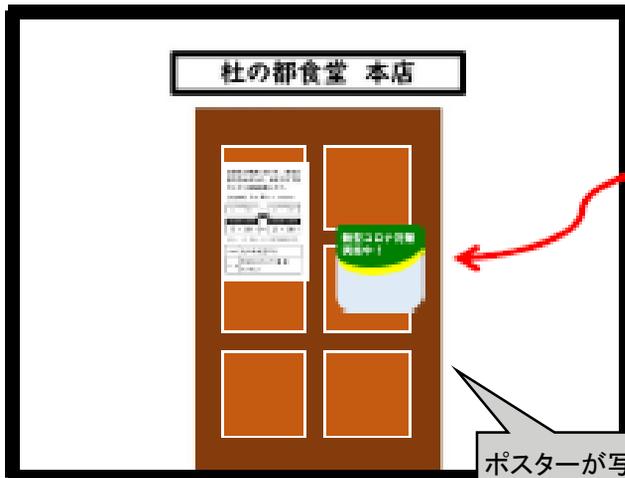
※時短の時間が見える写真

ポスターを取得し掲示している場合はチェックしてください。

### 感染防止対策実施状況

チェック欄 宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」を取得し掲示するとともに、取得に必要な感染防止対策の取り組みを実施している。  
 【写真等貼り付け欄(「新型コロナ対策実施中ポスター」を取得し掲示して

宮城県の「新型コロナ対策実施中ポスター」が掲示されている様子が見える写真を貼り付けしてください。



※「新型コロナ対策実施中ポスター」を掲示し店名が見える写真

ポスターが写っていること。

※申請店舗が複数ある場合は、この別紙をコピーして、店舗数分作成して添付してください。

※複数店舗で申請する場合は店舗情報シートを申請店舗分作成して添付してください。



点線枠の中を全て記入・押印してください。  
 ※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

様式第5-4号（第8条関係）

仙台市感染症拡大防止協力金（第4期：3/25～4/5 要請分）  
 交付請求書



第4期要請分の交付請求書であることを確認してください。

押印漏れがないようご確認ください（2箇所）。  
 個人の場合は、認印（スタンプ印不可）。  
 法人の場合、“代表者印（法人実印）”にて押印をお願いします。

申請者の住所・法人名等を漏れなく記入してください。  
 ※部屋番号まで記入してください。

**！記入しないこと！**

郵便番号 〒980-8671  
 本店所在地 又は住民登録地 仙台市青葉区国分町3丁目7-1  
 フリガナ カブシキカイシャ モリノミヤコセンダイ  
 法人名 又は屋号 株式会社 杜の都仙台  
 代表者 役職 代表取締役社長  
 フリガナ モリノミヤコ  
 氏名 杜野 都



仙台市（R3経産地）指令第 号で交付決定及び額の確定の通知がありました  
 標記の協力金について、仙台市感染症拡大防止協力金交付要綱第8条第1項の規定に基づ  
 きます。

**！記入しないこと！**

記

- 1 補助事業の名称 仙台市感染症拡大防止協力金（第4期）
- 2 請求額
- 3 支払口座振込依頼

金融機関名	銀行 市役所 信金・信組 農協	金融機関 コード	1	2	3	4			
支店名 (店名)	役所 本店 支店	支店コード (店番)	1	2	3				
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (右詰め)	1	2	3	4	5	6	7
口座名義人 カタカナ	カ) モリノミヤコセンダイ								

※口座は法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座を指定  
 ※ゆうちょ銀行の場合は振込用の「店名・支店名・口座番号」を記入してください。  
 ※預金通帳の写し（通帳のオモテ面・2ページ目の写し）又はキャッシュカードの写し  
 名義人名・フリガナ  
**通帳から転記（ゆうちょ銀行の場合は振込用の「店名・店番・口座番号」を記載してください）。**



協力金の申請には感染防止対策の実施が要件になっています。感染防止対策実施状況について宮城県『新型コロナ対策実施中ポスター』を取得・掲示していることをもって確認させていただきます。



※宮城県『新型コロナ対策実施中ポスター』の見本  
 ※必ず該当する業種向けポスターを掲示してください(飲食店向けは緑色)。異なる業種向けポスターを掲示している場合は対象になりません。

宮城県『新型コロナ対策実施中ポスター』は、下記ホームページから申込及びダウンロードが可能です。

URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kansenshoushisengen.html>

※宮城県のトップページより次のとおり進むと該当ページになります。

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [食の安全](#) > [食品衛生](#) > 「新型コロナ対策実施中」ポスター（飲食店用）

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [生活衛生](#) > [旅館・公衆浴場](#) > 「新型コロナ対策実施中」ポスター（飲食店用）



また、ポスター取得のための申込は、郵送申請も可能です。申請書は、各区役所・総合支所の総合案内窓口で配布しています。お問い合わせや申請先は、宮城県食と暮らしの安全推進課となります。

詳細は、宮城県食と暮らしの安全推進課(022-211-2643)にお問い合わせください。

### 【ご注意ください！】



仙台市が発行している『感染防止想いやり宣言』ポスターのみの掲示では協力金の支給はできません。

必ず宮城県発行の『新型コロナ対策実施中ポスター』の取得・掲示をお願いします。

氏名、生年月日、現住所が確認できる写真付きの本人確認書類の写しを一つ提出してください。

（法人の場合は「法人代表者」、個人事業者の場合は「申請者」のものを提出してください）

写真なしの場合は本人確認書類を二つ提出してください。

### 【写真付き本人確認書類の例】

- ・ 免許証等
  - ※有効期限内のものに限る
  - ※両面コピーをとって提出してください。
- ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）
  - ※裏面にはマイナンバーが記載されているためオモテ面のみコピーをとって提出してください。
- ・ 在留カード、特別永住者証明書
  - ※両面コピーをとって提出してください。

### 【写真なしの本人確認書類の例】

- ・ 住民票の写し（3カ月以内取得のもの）
- ・ 各種健康保険証等の写し（両面）

※いずれの書類も「個人番号（マイナンバー）」は写らないようにしてください。

※個人番号（マイナンバー）通知書は、本人確認書類として利用できません。

接待を伴う飲食店・酒類を提供する飲食店どちらに該当するか確認したい。

社交飲食店営業許可証(風営法第2条第1項第1号)を取得している又は取得が必要な営業を行っている場合

⇒“接待を伴う飲食店”として申請を行ってください。

上記以外

⇒“酒類を提供する飲食店”として申請を行ってください。

“接待を伴う飲食店”として申請する場合は、社交飲食店営業許可証(風営法第2条第1項第1号)の写しの提出は必須となります。自身の店舗が社交飲食店営業許可証が必要か不明な場合は宮城県警察生活安全企画課又は各警察署生活安全課にご相談ください(宮城県警代表番号:022-221-7171)

従前から酒類を提供していない飲食店は協力金の対象となりますか？

酒類を提供していない飲食店は、原則として時短営業要請の対象外となるため時短営業を行っても協力金の対象となりません。風営法第2条第1項第1号に基づく許可を受け営業している“接待を伴う飲食店”は酒類の提供の有無に関わらず対象となります。

午後8時まで営業している店舗が午後7時までの時短営業をした場合 協力金の対象となりますか？

通常午後9時から午前5時の間に営業していない店舗は時短営業要請の対象外となるため時短営業を行っても協力金の対象となりません。

本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか？

対象区域に対象店舗を運営し、感染防止対策を含め、協力要請に全面的にご協力いただいた場合には、対象となります。

大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、個人事業主は協力金の対象となりますか？

対象店舗を運営する等要件を満たせば協力金の対象となります。

複数店舗を申請する予定ですが、申請額はいくらになるでしょうか？

対象店舗数×44万円となります。以下を参考に申請額を記載ください。

店舗数	1	2	3	4	5	
申請額[万円]	44	88	132	176	220	...

インターネットを利用できる環境がない場合でも宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」を入手する方法はありますか？

インターネットをご利用いただけない方は宮城県庁窓口での手続きも可能です。詳細は、宮城県食と暮らしの安全推進課(022-211-2643)にお問い合わせください。

※その他、仙台市ホームページ、宮城県ホームページに掲載している

『よくあるお問い合わせ』『新型コロナウイルス感染拡大防止協力金FAQ(宮城県作成)』をご確認ください。

市内で複数の飲食店を運営していますが、市内全ての店舗で要請に協力しないと対象になりませんか？

対象区域内(市内全域)の全対象店舗において要請に協力していただかなければ協力金を支給できません。1つでも要請に協力いただけない店舗がある場合は、協力金の支給はできませんので対象区域内の全対象店舗でのご協力をお願いします。

4月5日から開始される「まん延防止等重点措置」に伴う営業時間の短縮要請に係る協力金はどのようになりますか？

令和3年4月5日(月)午後8時から令和3年5月6日(木)午前5時までの時短要請に全面的にご協力いただいた場合の協力金については、支給額が次の通りとなります。申請書や売上高の具体的な算出方法などを含め、仙台市のホームページ等で後日発表させていただきます。

#### ①中小企業者

- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円以内  
⇒4万円/日×31日(124万円)
- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円～25万円  
⇒1日当たりの売上高の4割×31日(124万円～310万円)
- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が25万円以上  
⇒10万円/日×31日(310万円)

#### ②大企業

- ⇒(前年度又は前々年度と今年度を比較した1日当たり売上高の減少額)×4割×31日  
(上限620万円)

※売上減少額が大きい中小企業者の方は、②の算定方法を選択することも可能です。

※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮後の日数に応じて協力金の支給額も変更となります。

※「まん延防止等重点措置」に伴う時短要請の詳細につきましては、宮城県時短要請相談窓口(022-211-2332)にお問い合わせ下さい。